

荷主の皆様へ このマークをご存知ですか？



「安全性優良事業所の認定制度」は、 産業界も注目しています。

(社)日本経済団体連合会「安全運送に関する荷主としての行動指針」

(平成15年10月21日策定)より抜粋

1. 法令を遵守し、運送事業者に対して、過積載や高さ制限違反等の法令違反となるような要求はしない。

2. 運送事業者の選定にあたっては、ISO9001基準や**安全性優良事業所認定制度**などの客観的な基準を積極的に活用する。

3. 法令違反を繰り返す運送事業者に対しては、取引の停止などを含め、毅然とした態度で臨む。

4. 運送事業者との協力のもと、安全運送に関する定期的な協議・会合の実施、安全パンフレットの配布など安全運送の確保と啓蒙活動に努める。



マークのトラックは
高品質な輸送を
ご提供します。

国土交通大臣指定
全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

 社団法人 全日本トラック協会

〒163-1519 東京都新宿区西新宿1丁目6番1号 新宿エルタワー19階
TEL 03-5323-7245 FAX 03-5323-7230

安全・安心・信頼の マーク。



マークは、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関（全日本トラック協会）が認定・交付する「**安全性優良事業所**」のシンボルマークです。

安全性優良事業所とは

- 荷主企業がより安全性の高いトラック運送事業者を選びやすくするために、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関（全日本トラック協会）が厳しい評価をし、認定した事業所です。 マークは安全性優良事業所のみに与えられる安全・安心・信頼の証しです。

キメ細かな認定対象

- 安全性優良事業所の認定の対象となるのは会社単位ではなく、事業所単位で、現在、9,712事業所（平成20年3月14日現在）のトラックが  マークを付けて走っています。有効期間は2年間等です。

公平な評価

- 応募された書類は、都道府県トラック協会で受付、全国実施機関で審査を行い、安全性評価委員会で公平に評価されます。委員会は、学識経験者、労働組合関係者、荷主団体、一般消費者、国土交通省職員及び全国実施機関担当役員で構成されています。

3テーマ41項目の厳しい評価

- 「安全性に対する法令の遵守状況」「事故や違反の状況」「安全性に対する取組の積極性」の3テーマに、計41の評価項目が設けられています。100点満点中80点以上（詳細は下図参照）の評価点数を取得した事業所が安全性優良事業所として認定されます。

■ 安全性優良事業所認定制度スキーム



たとえば、このような評価項目が設定されています



- 過労防止に配慮した勤務時間、乗務時間を定め、これを基に乗務割が作成され、休憩時間、睡眠のための時間が適正に管理されているか。



- 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。

- 平成20年11月30日から過去3年間に、事業所の事業用自動車に有責の第一当事者となる、自動車事故報告規則（国土交通省令）第2条各号に定める事故がないか。



- 平成20年11月30日において、事業所に、貨物自動車運送事業法に基づく行政処分の点数が付加されていないか。また、点数がある場合には、当該事業所に係る行政処分の累積点数は何点か。

- 定期点検基準を作成し、これに基づき、適正に点検・整備を行い、点検整備記録簿等が保存されているか。



- 事業所内で安全対策会議（安全に関するQC活動を含む。）を定期的に実施している。



- 点呼の実施及びその記録、保存は適正か。



- 乗務等の記録（運転日報）の作成・保存は適正か。

全国実施機関

安全性評価委員会

次の3項目を点数化し評価

- ① 安全性に対する法令の遵守状況(40点)
— 地方実施機関の巡回指導結果 —
- ② 事故や違反の状況(40点)
— 重大事故・行政処分の状況 —
- ③ 安全性に対する取組の積極性(20点)
— 申請者の自己申告事項 —

認定要件

- 1) 上記①～③の評価点数の合計点が80点以上
- 2) 上記①～③の各項目において下記の基準点数以上
【基準点数】
① 安全性に対する法令の遵守状況(32点)
② 事故や違反の状況(21点)
③ 安全性に対する取組の積極性(3点)
※ 運輸安全マネジメント取組事項を選択した場合は12点
- 3) 法に基づく認可申請、届出、報告事項が適正になされていること
- 4) 社会保険等の加入が適正になされていること

認定・公表



安全性優良事業所

- 「安全性優良事業所認定制度」に関する詳しい内容については、ホームページをご覧ください。

<http://www.jta.or.jp>